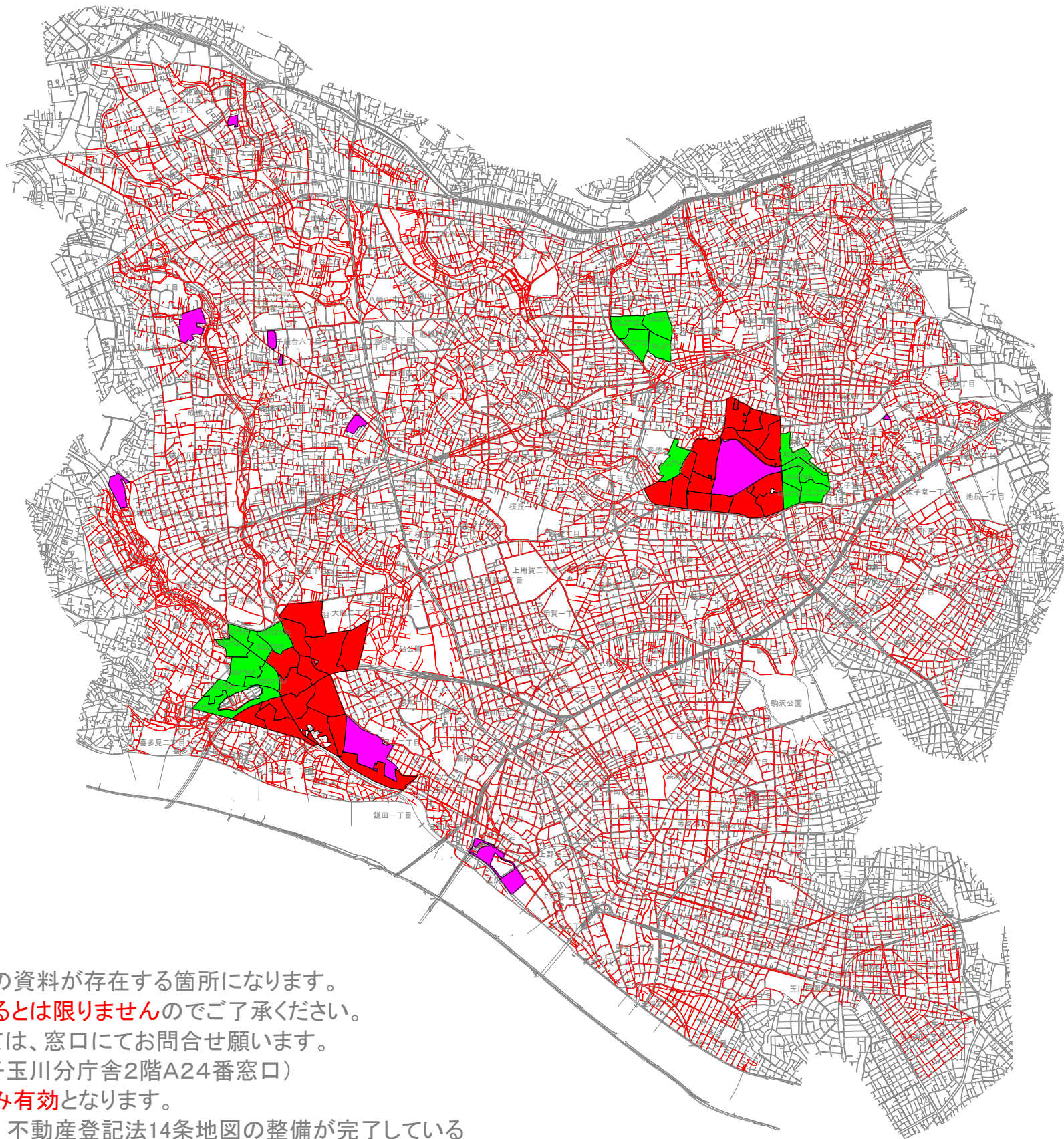


凡 例

	境界関係図面あり (確定図含む)
	世田谷区地籍調査 事業完了地区
	世田谷区地籍調査 事業中地区
	法務局14条地図 作成地区



【注意事項】

1. 本図の赤線は、境界についての資料が存在する箇所になります。
必ずしも**境界確定が完了しているとは限りません**のでご了承ください。
※境界確定完了の有無については、窓口にてお問合せ願います。
(二子玉川分庁舎2階A24番窓口)
2. 当案内については、**区有地のみ有効**となります。
3. 地籍調査が完了している地域、不動産登記法14条地図の整備が完了している地域については、**境界資料の閲覧及び証明発行を行っておりません**。
4. 本図の情報は、令和6年11月25日現在のものとなります。

この地図の作成にあたっては、国際航業株式会社の承諾を得て、
国際航業株式会社に著作権が帰属する白地図データベースを使用しています。